

## 畜産競争力強化対策整備事業実施要綱

〔制定  
26生畜第1672号  
平成27年2月3日  
農林水産事務次官依命通知〕

最終改正 平成27年4月9日 26生畜第2151号

### 第1 趣旨

本事業は、地域産業の核として必要不可欠な存在である畜産の生産基盤を確保するとともに、国際競争力強化のため、地域の関係者が連携して作成する地域全体の収益力を向上させる計画・目標の達成のための取組について、中心的な役割を担う畜産経営体等の施設等を整備する取組を支援することにより、地域の畜産の収益性の向上を図り、もって我が国畜産の安定的発展に資するものとする。

### 第2 定義

本事業における用語については、以下のとおりとする。

#### 1 畜産クラスター協議会

地域ぐるみで畜産の収益性の向上を図るため、畜産を営む者、地方公共団体、農業協同組合、畜産経営支援組織（コントラクター、TMRセンター、キャトルステーション等）、畜産関連事業者（乳業、食肉センター等）及びその他の地域の関係者等が参画する協議会で農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める要件を満たすものをいう。

#### 2 畜産クラスター計画

畜産クラスター協議会により定められた地域の畜産の収益性の向上を図るための計画であって、都道府県知事（複数の都道府県にかかる地域における計画にあってはそれぞれの都道府県知事）により生産局長が別に定める基準を全て満たすものとして認定されたものをいう（既に認定を受けた畜産クラスター計画を改正し、当該改正に係る都道府県知事の認定を受けたものを含む。以下「認定計画」という。）。

#### 3 中心的な経営体

畜産クラスター計画の実現のために、畜産クラスター協議会が定めた以下の全てを満たす畜産を営む者及び飼料生産組織をいう。

- (1) 自らの経営における収益力向上に取り組むこと。
- (2) 率先して畜産クラスター計画に定められた取組を実践すること。
- (3) 地域へ貢献する意思を有し、地域や他の畜産関係者との連携を図ること。
- (4) 将来にわたり、経営が安定的に継続することが見込まれること。

### 第3 事業の内容

本事業の内容は、認定計画に定められた地域の収益性の向上を図るための取組内容の推進に必要な家畜飼養管理施設等の整備を行うものとする。

施設の種類及び補助率は、別表に掲げるものとし、具体的な内容は生産局長が別に定めるとおりとする。

また、本事業の目標年度及び成果目標並びに事業実施後の効果は、生産局長が別に定めるとおりとする。

なお、本事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

#### 第4 事業実施主体等

- 1 本事業の事業実施主体は、畜産クラスター協議会とする。
- 2 本事業において、家畜飼養管理施設等の整備を行う取組主体は、畜産クラスター協議会の構成員であって、第2の3に定める中心的な経営体又は本事業により整備した施設等を中心的な経営体に貸し付ける者とする。

#### 第5 事業の実施手続等

- 1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、認定計画と併せて都道府県知事に提出するものとする。  
ただし、事業実施計画の提出までに畜産クラスター計画の都道府県知事の認定がなされていない場合には、事業実施主体は、自らが都道府県知事に提出した畜産クラスター計画の認定のための申請書類の写しを認定計画に代えて提出することができるものとする。
- 2 事業実施主体は、1の提出に当たっては、原則として市町村長を経由して、都道府県知事に事業実施計画を提出するものとする。  
ただし、事業実施主体が都道府県の全域を対象とする等、広域的な取組を行う場合又はその他やむを得ない事情があると都道府県知事が特に認める場合には、事業実施主体は市町村長を経由せずに都道府県知事に事業実施計画を提出することができるものとする。その際、事業実施主体は、関係する市町村長に事業実施計画及び認定計画の写しを提出するものとする。
- 3 2による事業実施計画の提出を受けた市町村長は、事業実施計画について必要な指導及び調整を行い、都道府県知事に提出するものとする。
- 4 都道府県知事は、1による提出のあった事業実施計画について、あらかじめ生産局長が別に定める基準により総合評価を行った上で、適当と認められる事業実施計画書について、都道府県事業実施計画としてとりまとめ、認定計画の写しと併せて生産局長が別に定めるところにより、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出し、その承認を受けるものとする。  
なお、都道府県知事は、1のただし書きにより提出された都道府県知事の認定がなされていない畜産クラスター計画に係る事業実施計画について地方農政局長等の承認を受けようとする場合には、あらかじめ当該畜産クラスター計画を認定しなければならないものとする。
- 5 地方農政局長等は、4の承認に当たっては、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催し公平性の確保に努めるものとする。
- 6 都道府県知事は、4の承認を受けた都道府県事業実施計画に係る事業実施主体の事業実施計画について、承認するものとする。
- 7 事業実施計画の重要な変更  
事業実施計画の重要な変更は、生産局長が別に定めるものとし、その際の手続は、上記1から5までに準じて行うものとする。
- 8 事業の実施期間  
本事業の実施期間は、平成28年3月31日までとする。

## 第6 費用対効果分析

事業実施主体は、事業実施計画の策定に当たり、生産局長が別に定めるところにより費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分に検討するものとする。

## 第7 国の助成措置

- 1 国は、予算の範囲内において、第5の4により協議を受けた事業実施計画における第4の4の総合評価の結果等に応じ、本事業の実施に必要な経費について補助金を交付するものとする。
- 2 補助金の交付を受けた都道府県が市町村等に対して補助金を交付する場合には、畜産競争力強化対策整備事業費補助金交付要綱（平成27年2月3日付け26生畜第1674号農林水産事務次官依命通知）に準じて、交付する。

## 第8 事業成果の報告等

- 1 事業実施主体は、本事業の終了年度の翌年度から事業実施後の効果を把握する年度の前年度までの間、生産局長が別に定めるところにより、毎年度、当該年度における事業成果報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。
- 2 1の報告を受けた都道府県知事は、当該事業成果報告書の内容を確認・点検し、生産局長が別に定めるところにより地方農政局長等に報告するものとする。なお、都道府県知事による確認等の結果、成果目標又は事業実施後の効果の発現が遅延していると判断した場合は、事業実施主体に対して必要な措置を講じるものとし、その内容について併せて地方農政局長等に報告するものとする。
- 3 地方農政局長等は、2により報告された内容について確認し、必要に応じて都道府県知事及び市町村長と連携して事業実施主体に対して指導を行うものとする。

## 第9 事業の評価

- 1 事業実施主体は、事業実施計画に定められた目標年度の翌年度において、当該目標年度における成果目標の達成状況の評価を行うとともに、事業実施後の効果を把握する年度の翌年度において、事業実施後の効果を把握する年度における事業実施後の効果の達成状況について評価を行うものとする。評価は、生産局長が別に定めるところによりものとする。
- 2 1の評価結果は、都道府県知事に報告するものとし、報告を受けた都道府県知事は、その内容について評価を行い、当該評価結果とともに地方農政局長等に報告するものとする。
- 3 地方農政局長等は、1により報告を受けた事業評価の内容を精査し、必要に応じ、生産局長が別に定めるところにより、事業実施主体に対し指導を行うとともに、その結果を公表するものとする。

## 第10 指導推進等

- 1 国は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、必要に応じて都道府県知事に対し必要な助言及び指導を行うものとする。
- 2 都道府県知事は、本事業の効果的な運営を図るため、必要に応じて市町村及び農業団体等関係機関と連携し、事業実施主体に対する指導を行うものとする。

## 第11 委任

本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成27年2月3日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 平成26年度中に事業実施計画の承認を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。

別表（第3関係）

施設の種類	補助率
1 畜産競争力強化に資する施設等 (1) 家畜飼養管理施設等 (2) 家畜排せつ物処理施設等 (3) 自給飼料関連施設等 (4) 畜産物加工施設等 (5) (1)～(4)の施設等の補改修	事業費の1／2以内
2 家畜の導入（生産局長が別に定める新規就農者等に貸し付ける場合に限る。）	事業費の1／2以内 （ただし、導入する家畜1頭当たりの補助額の上限は、妊娠牛については27.5万円、繁殖に供する雌牛については17.5万円、繁殖に供する雌豚については4.0万円とする。）